

神奈川県少年ソフトボール連盟規約

第一章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第1条 本連盟は、神奈川県少年ソフトボール連盟と称し、事務所を理事長宅に置く。

第二章 組織

(組織)

第2条 本連盟は、神奈川県内に居住する児童を対象として構成されているチームが支部をつくり、その支部をもって組織する。

2、本連盟は、神奈川県ソフトボール協会に所属する。

第三章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、指導者と保護者が協力して、児童の健全育成に寄与することを第一義とし、ソフトボールを通じてスポーツマン精神を学び、相互の親睦を図り、併せてソフトボール技術の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) ソフトボール大会の開催。

本連盟として主催する大会は、権威あるものとする。また、上部団体が主催する大会には公正な予選を行って代表チームを推薦する。

(2) 指導者の資質向上に関すること。

指導者として心得ておくべきことを、研修等により啓蒙する。

(3) この他、目的達成に必要なこと。

第四章 会員

(会員)

第5条 本連盟の会員は、正会員及び役員とする。

第6条 正会員とは、神奈川県に居住する児童と、成人の指導者をもって構成されたチームで各支部及び本連盟に登録されたものとする。

第7条 正会員は、本連盟に年会費を納入する。

第五章 支部

(支部)

第8条 本連盟は各市区等行政区単位に支部を設ける。ただし、少数チームの支部においては、理事会の承認を得て統合した支部を設けてもよいものとする。

第9条 支部規約は本連盟に準じたものとする。

第10条 本連盟が主催する大会に出場する各支部の代表チームは、各支部において公正な方法で選抜しなければならない。

第11条 支部の新設は理事会の承認を要する。

第12条 各支部は本連盟に年会費を納入する。

第六章 役員

(役員)

第13条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理事	若干名
監事	2名

(顧問及び参与)

第14条 本連盟は、総会の承認を得て顧問及び参与を置くことができる。

2、顧問及び参与は、本連盟の重要な事項について、会長及び理事長の諮問に応じる。

(役員を選出)

第15条 会長、副会長は理事会で推挙し、総会の承認を得て選任する。

2、理事長、副理事長は理事会で推挙し、総会の承認を得て選任する。

3、常任理事は、各支部から推挙された理事を理事長が総会の承認を得て選任する。

4、理事は、各支部から若干名を推薦し、理事長が総会の承認を得て選任する。ただし理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者等の中から、総会の承認を得て選任することができる。

5、監事は、理事長が任命し総会の承認を得て選任する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2、役員は、その任期が終了しても、後任者が就任するまではその職に在任する。

3、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現在者の在任期間とする。

(役員職務)

第17条 会長は本連盟を代表する。

2、副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

3、理事長は本連盟を総括し、総会等での決定事項を執行する。

4、副理事長は理事長を補佐し、各分担の職務に専念すると共に、理事長不在の時はその職務を代行する。

5、常任理事及び理事は、理事長の命を受け各業務を掌る。

6、監事は、連盟の会計を監査する。又、理事長の命による会議に出席し意見を述べる
ことができる。

(専門部)

第18条 本連盟を円滑に運用するために、専門部を設置し各部に部長及び部員若干名を置く。
部長及び部員については理事長が任命する。

(1) 総務部 連盟の事務、企画、支部及び会員相互の連絡協調並びに他団体との連絡に関する
こと。

(2) 財務部 連盟の財務に関すること

(3) 運営部 連盟が運営する業務及び各県大会においては支部運営に参画し、協力する。
又、各支部における大会で、運営面において本連盟に対し協力依頼があれば参画する。

(4) 審判部 連盟が主催する各大会の審判員の確保及び各支部における大会で、審判員
の要請があれば、それを手配する。

(5) 指導部 連盟に加盟している支部及びチームに対し、本連盟の目的と事業を遂行する
ため、指導育成をする。また、本連盟未加盟の地域に対し、その地域で

活動している指導者等と折衝し、連盟への加盟推進に努力すると共に、本連盟の地域拡大を図る。

- (6) 広報記録部 連盟の事業を広く連盟内外に知らしめるため、広報活動を行う。又、各種大会等の記録をし、併せて広報する。

第七章 会議

(会議)

第19条 本連盟の会議は、総会、常任理事会、理事会、専門部会とする。

(総会)

第20条 総会は、定時総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2、定時総会は、年1回開催するものとし、臨時総会は、会長または理事長が必要と認めるとき、臨時に開催することができる。
- 3、総会の出席者は、役員全員とする。ただし、総会には必要に応じて理事長の判断において、本連盟の加盟チームから1名代表者を出席させることができる。
- 4、総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算の議決及び決算の承認に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他会長、理事長が必要と認める事項。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、理事長がこれを招集する。ただし常任理事会には、必要に応じて理事長の判断において、他の役員等を出席させることができる。

(理事会)

第22条 理事会は、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成し、理事長が招集する。ただし検討事項によっては会長、副会長の出席を求めることができる。

(専門部会)

第23条 専門部会は、各部門において理事長からの命によるもの及び、検討事項が生じた場合、部長が招集する。

(会議の成立等)

第24条 会議は、その構成員の二分の一以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状は出席と認める。また、専門部会を除く各会議においては、理事長が議長となる。

- 2、会議の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第八章 会計

第25条 本連盟の経費は、次に掲げるものをもってあてる。

年会費、大会参加料、賛助金、その他。

- 2、年会費については、次のとおりとする。

- (1) 1チーム 2,000円
- (2) 1支部 20,000円

- 3、大会参加料は理事会で決定する。

(会計年度)

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第九章 大会

(大会)

第27条 本連盟が主催する大会は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県大会 (夏季、秋季、オールスター)
- (2) 関東大会予選会 (夏季、選抜)
- (3) 全国大会予選会
- (4) その他、本連盟が認めた大会

2、本連盟に所属する役員及び指導者は、営利的、宗教的、政治的な効果を求めるような大会に、児童を参加させてはならない。

(競技規則)

第28条 本連盟が主催する大会は、(財)日本ソフトボール協会のルールを適用する。ただし主管する支部に適合した大会要項で、開催することができる。

2、使用球については、次のとおりとする。

- (1) 関東、全国大会予選会 検定2号球
- (2) 各種神奈川県大会 検定1号球
- (3) その他の大会 検定1号球

(ただし、各種大会内容の必要に応じ、理事会で決定することができる。)

第十章 賞罰

(表彰)

第29条 本連盟に対し、功績のあった者について表彰することができる。

- (1) 全国大会、同等の大会は、優勝、準優勝、三位のチーム。
- (2) 関東大会、同等の大会は、優勝チーム。

(罰則)

第30条 本連盟に対し、著しく害する行為をした者、または団体については、除名あるいは脱会させ、損害に対しその責任を負わせることができる。

2、除名、脱会ならびに損害については、常任理事会で評議し決定する。

3、前項の会議に、当該者及びその責任者を出席させ、事情聴取することができる。

4、本連盟の会議への出席（この場合委任状、代理は認めない）が5割に満たない役員（会長、副会長を除く）があった場合は、年度末において常任理事会を開催し、評議の結果、解任することができる。

(付則)

第31条 本規約は、1980年4月1日より施行する。

- | | |
|---------------|---------------|
| 2、1986年 一部改訂。 | 5、2004年 一部改訂。 |
| 3、1992年 一部改訂。 | 6、2006年 一部改訂。 |
| 4、1995年 一部改訂。 | 7、2011年 一部改訂。 |